

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
教育長訓令	
○ 県立学校教職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令	2
○ 公文書管理規程の一部を改正する訓令	3
教育委員会告示	
○ 平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正	4
○ 平成12年兵庫県教育委員会告示第6号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正	4
○ 令和2年兵庫県教育委員会告示第4号（公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正	4
○ 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規程の一部改正	4
○ 昭和39年兵庫県教育委員会告示第4号（公立学校教員等採用候補者名簿に関する要項）の一部改正	5
○ 平成9年兵庫県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	5

公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）
兵庫県立嬉野台生涯教育センターの青少年宿泊研修棟に設置する冷暖房の利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- ◎兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）
公益財団法人兵庫県体育協会の名称変更等に伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第8号

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。
（附属設備の利用料金の基準額）

第7条 条例別表の規定により、別に教育委員会規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

附属設備		基準額					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
冷暖房設備 （青少年宿 泊研修棟）	宿泊をしな い場合	200円	300円	200円	600円	600円	900円
	宿泊をする 場合	1棟1泊につき 1,300円					

様式第1号中

「

利用施設の名称	
---------	--

」

を

「

利用施設の名称	
附属設備の名称	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第9号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第9号を削る。

第17条の2に次の1号を加える。

(6) 公益財団法人兵庫県スポーツ協会に関する事（学校給食及び食育に関する事を除く。）。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
教 育 機 関

県立学校教職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

県立学校教職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令

(県立学校教職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 県立学校教職員の服務に関する規程(昭和39年兵庫県教育長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「教職員課長」を「教職員人事課長」に改める。

(兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表教職員課の項中「教職員課」を「教職員人事課」に改める。

(教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正)

第3条 教育委員会事務局等職員健康管理規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項、第5条の3第1項及び第3項並びに第5条の7第1項、第2項及び第5項中「教職員課長」を「教職員企画課長」に改める。

第5条の10中「教職員課」を「教職員企画課」に改める。

第25条第3項中「教職員課長」を「教職員人事課長」に改める。

第32条、様式第1号及び様式第2号中「教職員課長」を「教職員企画課長」に改める。

(兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部改正)

第4条 兵庫県立学校教職員健康管理規程(平成9年兵庫県教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「教職員課長」を「教職員企画課長」に改める。

第17条中「教職員課」を「教職員企画課」に改める。

第28条第3項中「教職員課長」を「教職員人事課長」に改める。

第35条中「教職員課長」を「教職員企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

公文書管理規程の一部を改正する訓令

公文書管理規程(昭和61年兵庫県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び地方機関等」を「、地方機関等及び県立学校」に改め、同条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第8条第2項中「(県立学校における文書を除く。)」を削る。

第10条第1項中「(県立学校の職員を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第11条第1項中「(県立学校の職員を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「(県立学校の職員を除く。)」を削り、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第12条第1項中「(県立学校の職員を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第15条第1項中「(県立学校の職員を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第13号

平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

告示文中「公益財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県スポーツ協会」に改める。



兵庫県教育委員会告示第14号

平成12年兵庫県教育委員会告示第6号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

告示文中「公益財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県スポーツ協会」に改める。



兵庫県教育委員会告示第15号

令和2年兵庫県教育委員会告示第4号（公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

告示文中「公益財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県スポーツ協会」に改める。



兵庫県教育委員会告示第16号

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規程の一部を改正する規程
兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規程（昭和39年兵庫県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 前2項の規定により高等学校に入学しようとする者又は他の高等学校に転学しようとする者が成年に達した場合におけるこれらの規定の適用については、第1項中「本人及び保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）」とあるのは「本人」と、前項中「本人及び保護者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。
- 第3条に次の1項を加える。
- 2 成年に達した本人が他の高等学校の学区に住所を変更した場合における前項の規定の適用については、同項中「本人及び保護者」とあるのは、「本人」と読み替えるものとする。
- 第5条の見出し中「保護者」を「保護者等」に改め、同条（見出しを除く。）中「保護者」を「保護者等（兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第1項に規定する保護者等をいう。）」に改める。
- 別記様式中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。
- 2 成年に達した者が申請する場合は、「保護者氏名」欄と保護者の「現住所」欄の記入を要しない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県教育委員会告示第17号

昭和39年兵庫県教育委員会告示第4号（公立学校教員等採用候補者名簿に関する要項）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

第5項第1号及び第8項第2号中「教職員課長」を「教職員人事課長」に改める。



兵庫県教育委員会告示第18号

平成9年兵庫県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

表中「教育委員会事務局教職員課」を「教育委員会事務局教職員人事課」に改める。